

令和2年台風第9号の被災事業者に対する中小企業セーフティネット資金の適用について

この度の令和2年台風第9号によって被害に遭われた中小企業の皆様におかれましては、心からお見舞い申し上げます。

さて、県では、中小企業の皆様が台風被害から迅速に復興できるよう、県融資制度「中小企業セーフティネット資金」の融資対象4（災害復旧貸付）の取扱いを下記のとおり行います。

記

1 融資対象者

事業歴が1年以上で、令和2年台風第9号によって被害を受けた中小企業者、協同組合等（農林漁業、金融・保険業、遊興娯楽業の一部業種は対象となりません）

2 融資対象となる地域

石垣市、竹富町、与那国町を除く沖縄県内の市町村

3 資金用途

災害からの復旧に係る事業資金

4 融資限度額

運転・設備併せて3,000万円（一般保証枠適用）

5 融資期間

運転7年（据置1年）、設備10年（据置1年）

6 融資利率

0.90%

7 保証料率

0%（保証料については県が全額負担致します）

8 金融機関への融資申込期間

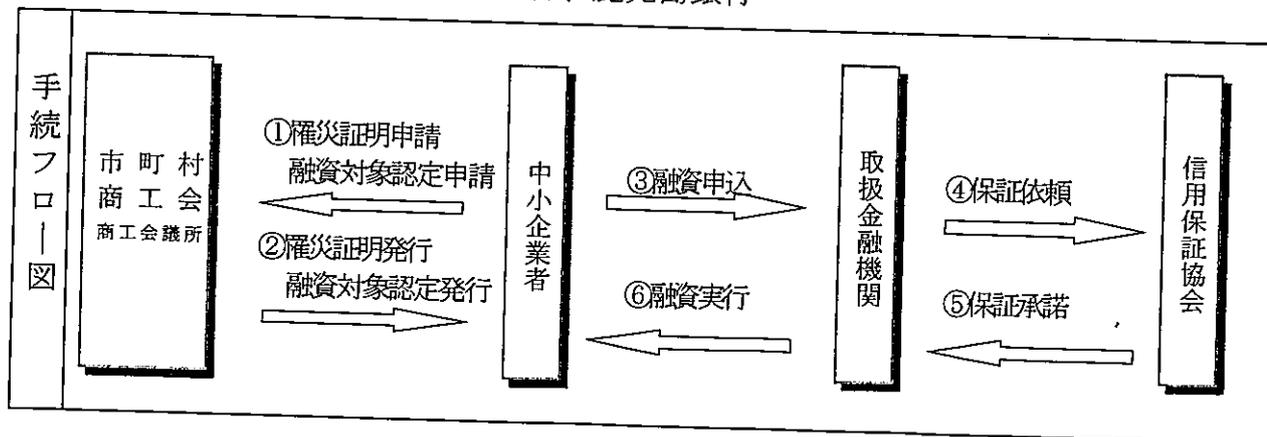
令和2年9月4日から令和2年12月3日まで

9 融資申込みの方法

市町村長から罹災証明書、又は、市町村長若しくは商工会会長から融資対象認定書を取得後、当該証明書を県融資制度の必要書類に添付し、直接取扱金融機関に融資を申し込む。

10 取扱金融機関

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫
沖縄県農業協同組合、みずほ銀行、鹿児島銀行



【問合せ先】

沖縄県商工労働部中小企業支援課（金融班）

電話：098-866-2343 FAX：098-861-4661

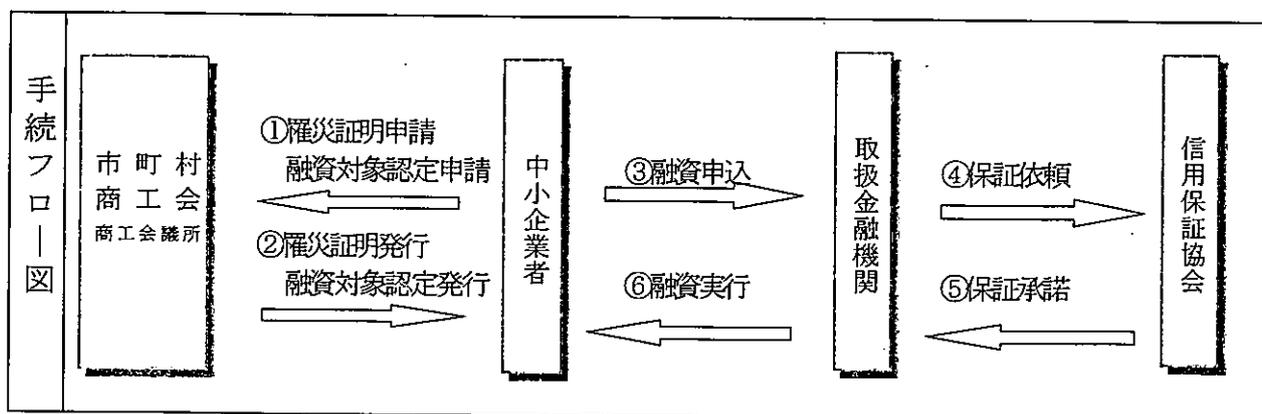
令和2年台風第10号の被災事業者に対する中小企業セーフティネット資金の適用について

この度の令和2年台風第10号によって被害に遭われた中小企業の皆様におかれましては、心からお見舞い申し上げます。

さて、県では、中小企業の皆様が台風被害から迅速に復興できるよう、県融資制度「中小企業セーフティネット資金」の融資対象4（災害復旧貸付）の取扱いを下記のとおり行います。

記

- 1 融資対象者
事業歴が1年以上で、令和2年台風第10号によって被害を受けた中小企業者、協同組合等（農林漁業、金融・保険業、遊興娯楽業の一部業種は対象となりません）
- 2 融資対象となる地域 石垣市、宮古島市、久米島町、多良間村、竹富町、与那国町を除く沖縄県内の市町村
- 3 資金用途 災害からの復旧に係る事業資金
- 4 融資限度額 運転・設備併せて3,000万円（一般保証枠適用）
- 5 融資期間 運転7年（据置1年）、設備10年（据置1年）
- 6 融資利率 0.90%
- 7 保証料率 0%（保証料については県が全額負担致します）
- 8 金融機関への融資申込期間
令和2年9月8日から令和2年12月7日まで
- 9 融資申込みの方法
市町村長から罹災証明書、又は、市町村長若しくは商工会会長から融資対象認定書を取得後、当該証明書を県融資制度の必要書類に添付し、直接取扱金融機関に融資を申し込む。
- 10 取扱金融機関
琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫
沖縄県農業協同組合、みずほ銀行、鹿児島銀行



【問合せ先】

沖縄県商工労働部中小企業支援課（金融班）

電話：098-866-2343 FAX：098-861-4661